支部ニュース

2024 年 4 月　No.605

発行　自由法曹団東京支部
〒112-0014　東京都文京区関口 1-8-6
メゾン文京関口Ⅱ202 号
TEL03-5227-8255　FAX03-5227-8257
郵便振替 00130-6-87399

●裏金問題の徹底究明と戦争する国づくりに反対しよう・・・・・・・・・・・支部長　野澤　裕昭
●退任あいさつ
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・前事務局次長　金子　美晴
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・同　　宮澤　謙太
●第１回自由法曹団東京支部・事務所対抗ボウリング大会を終えて・・・・・幹事長　西田　　穣
●　幹事会報告
●　＜幹事会決議＞同性カップルの婚姻を可能とする早期の立法を求める決議

裏金問題の徹底究明と
戦争する国づくりに反対しよう

支部長　野澤　裕昭

１　自民党は裏金問題について、４月４日、安倍派の幹部２名に対し離党勧告、３名に党員資格の停止などを３９人の関係した議員の処分をしました。しかし、処分された議員は安倍派と二階派に限られ、裏金の使途や収支報告書不記載の実態は全く明らかにされていません。収支報告書不記載の議員は８５名いたのに３９名以外は不問に付されています。このまま幕引きすることは許されません。裏金が作られた経緯や一旦中止されたのちに復活した経緯など証人喚問を含めて国会で徹底的に真相究明される

べきです。金権腐敗政治への国民の怒りは高まっており岸田内閣の支持率は１６．１％と自己最低を更新しています。私たちは自民党のこうした金権腐敗体質を追及し糾弾していく必要があります。

２　岸田内閣は他方で明文改憲、戦争する国づくりを着々と進めています。今年度予算で防衛費を約８兆円に増やし、衆院憲法審査会を４月４日に開催し、１１日には実質審議に入りさせました。自民党は１１日の審査会では緊急事態における国会議員の任期延長などを柱とする改憲のための起草委員会の設置を提案しました。着々と明文改憲の作業を進めています。任期延長は単なる延長に止まらず緊急事態条項の先取りとなる危険性があります。また、岸田内閣は、３月２６日、殺傷兵器輸出ができるように武器輸出を拡大し、日本、英国、イタリアが共同開発する次期戦闘機の輸出推進を閣議決定しました。日本が製造に関与した殺傷兵器で使われ人が殺傷されれば憲法の平和主義が蹂躙されることは明らかです。秘密保護法の対象を経済安保分野にも広げる経済秘密保護法案（重要経済安保情報保護・活用法案）が９日、衆議院で採択され今国会で成立する見通しとされています。この法律では国が民間人を身辺調査し資格を与えた人のみが情報を扱うセキュリティクリアランス（適性評価）制度が導入されることになります。民間人の人権侵害の危険性、報道が萎縮することが懸念されます。同法案はアメリカが同盟国の軍需産業を米戦略に統合することを掲げた国家防衛産業戦略が背景にあると言われており、日本の軍需産業が米戦略に深く組み込まれる下地づくりと言えます。

３　岸田内閣は裏金問題やその他経済失政やスキャンダルで大幅に支持率を低下させながらも、この様に明文改憲や安全保障政策での壊憲を推し進めています。政治腐敗と戦争する国づくりの同時進行が今の政治の特徴です。日米首脳会談をみていると政治腐敗に対する国民の怒りをよそにアメリカの戦略に従属することで政権を維持できると考えているかのようです。しかし、国民の信頼を、支持を失った政権が延命できるはずはありません。４月には３つの衆院補欠選挙があります。その結果いかんによって岸田政権の基盤が大きく揺らぐ可能性があります。

いまこそ自由法曹団が行動する時ではないでしょうか。５月は憲法記念日など憲法の季節です。「一人ひとりは微力だが無力ではない」の合言葉を胸に戦争する国づくりに反対し「戦争の準備ではなく平和の準備を」との呼びかけを訴えて行きましょう。

役員　退任あいさつ

前事務局次長　金子　美晴（北千住法律事務所）

＜コロナ禍から脱して＞

事務局次長の役を２年間務めさせて頂きました。

この２年間は、コロナ禍で停滞していた諸活動だったものが、やっと顔を合わせて活動できるようになったため、前半と後半で集まり方がまるで違った期間でもあります。

１年目の２０２２年度は、コロナに対する恐怖感は薄らいできたものの、まだ泊まり込みで活動をすることには抵抗がありました。ですから、サマーセミナーも総会も、日帰りで団本部にて行いました。それでも、ソフトボール大会は久々に復活し、大勢の支部団員が楽しむことができました。

これに対して、２年目の２０２３年度は、サマーセミナーは鎌倉、総会は熱海、ソフトボール大会実施ももちろんのこと、年度末(正確にはさらに年度が変わったあとの２０２４年３月末ですが)には

ボーリング大会まで実施することができました。

私自身は７２期で、２０２０年１月から弁護士になりましたが、２ヶ月後にはコロナの影響が出始め、遠出のイベントはほとんどありませんでした。そのため、サマーセミナーで利用したＫＫＲ鎌倉も、総会で利用したＫＫＲ熱海も初めての利用であり、新鮮でした。

＜事務局ならではの経験＞

この２年間、事務局でなければ経験できないことを多く経験させて頂きました。

第一に、声明や総会議案書の起案作業は、非常にやりがいがあると同時に、それなりに量も多くありました。知識が不足しているところは改めて勉強し直さねばならなかったので、時間と体力のいる作業でした。それでも、問題意識を持つテーマを提起しても、皆様に柔軟に対応して頂き、アドバイスを頂きながら書いたことで、自分の血肉になった気がします。

第二に、集会や外でのイベントなど起案以外の活動も多くあり、そこに企画からかかわることができるのも、事務局ならではの経験だったと思います。

憲法審査会で議論されていることに対する危機感から、２０２２年５月には、田中隆弁護士による、衆議院憲法審査会での議論をご報告頂く集会を企画しました。同年８月のサマーセミナーでは、中野晃一上智大教授をお呼びし、停滞している日本の政治について、どうアプローチしていけばいいのか、国際政治との比較から、非常に示唆に富むお話を頂きました。同年９月には、東京支部でセクハラ窓口を設けたことを受け、青龍美和子団員から、セクハラ防止の為に日頃から注意すべき点について講演頂きました。２０２３年２月の支部総会では、ロシアのウクライナ侵攻１年ということで、ジャーナリストの金平茂紀さんをお招きし、修了後の懇親会も含め、さまざまなお話に刺激を受けました。

また、２０２３年度は、東京支部５０周年シンポジウムというビッグイベントがあったわけですが、メインゲストはノーベル平和賞を受賞した ICAN 国際運営委員の川崎哲さんでした。川崎さんは、私がかつてインディーズマガジンのボランティアスタッフをしていた際、初めて自分で取材先を企画し取り上げてもらったのが、当時ピース・デポの事務局長をしていた川崎さんでした。その頃は、２０１１年の「９．１１」後の世界で、どう平和に取り組んでいくかという話をして頂きました。それからまたこういう形で川崎さんのお話を伺うことができたのは、感慨深いとともに、核兵器廃絶の取り組みは今ますます重要性を増しているのだという思いを強くしました。

また、５０周年シンポジウム第一部の後半では、若手トークリレーを開催しましたが、このコーディネートを担当することになったので、中川弁護士と、宮沢弁護士と一緒に準備に時間を要しました。結果的に、若手団員のパッションを感じることのできる非常に良い企画となったので、後半のせやろがいおじさんや支部の思い出写真企画につなげることができたので、役目は果たせたのかなと思います。

そして、先日の総会では、ガザ問題の岡真理教授の講演で、まさに今私たちが問題意識を持っていることを１２０％出し切ってお話してくれた感があります。

こうして振り返ると、皆様のおかげで非常に充実した支部活動だったと感じます。ありがとうございました。

前事務局次長　宮澤　謙太（弁護士法人響）

２０２２年２月より２年間、自由法曹団東京支部という歴史ある組織の事務局次長を務めさせて頂き

ましたこと、大変光栄に思います。この２年間、大変密度の濃く、自身にとって意義深い時間になったように感じております。

私が事務局次長を拝命しましたのは２０２２年２月２５日でしたが、その前日である２月２４日、ロシアによるウクライナ侵攻が始まりました。主権国家の正規軍同士による戦争は２００３年のイラク戦争以来１９年ぶりのことで、第一報に触れたときの瞬間は今でも鮮明に覚えています（あのときは出張で名古屋におり、ちょうど昼食を探してスマホを眺めていたとき、ニュース通知が現れました）。あれから２年経ち、戦争は終わるどころか泥沼の様相を呈し、犠牲者は日々増え続けています。また、昨年１０月にはガザ地区での紛争が勃発し、多数の無辜の市民が虐殺されることとなりました。当該紛争もまた拡大の一途を辿っており、日々膨大な市民に対して被害が生じ、目を覆いたくなるような悲惨な状況が続いています。

東京支部としても、これまでの世界秩序をも大きく揺るがすこうした事態に対して向き合い、ジャーナリストや学者の方々をお招きした学習会、講演会を開催し、また団員同士で議論を深めるなどして、知見を深められたものと思います。私としても、こうした安全保障問題、ひいては憲法問題について、ぽつぽつと考えることがあってもしっかり時間をかけて考えるようなことはあまりなかったため、とても良い経験になりました。今後とも、戦争は決して遠い世界の話ではなく、いつでも生じうる可能性があることを念頭に置きつつも、人権侵害の最たるものである戦争が生じないように、しっかりと考えを深めて発言を続けていかなければならないように思います。

また、私は労働分野担当の次長として活動をさせて頂いておりました。労働分野について、興味はあるものの、なかなか案件を受けることがなく、精力的な活動ができていたのか何とも言えないところがありますが、労働分野について自分なりに調べたりすることで、問題の見出し方やそれに対する活動のやり方について、多少は把握することができたのではなかろうかと思います。今後の弁護士としての活動に活かせればと考えております。

さらに、幹事会後の街頭での宣伝活動や、メーデーにおけるデモ活動への参加など、遠目にしかみることのなかった活動の輪の中に入ることもでき、苦労や若干の緊張感もあるものの、主張を多くの方々に生で伝えることができる一種の高揚感などもあることを感じ、貴重な経験を得ることができたように思いました。

加えて、１年目はまだコロナ禍ということで、なおリアルでの活動が制限されておりましたが、それでもソフトボール大会では普段お会いすることのなかった団員の先生方とお顔を合わせる機会があり、また２年目からは、昨年８月の鎌倉でのサマーセミナーや、同年１１月の５０周年記念シンポジウム、本年２月の熱海での支部総会など、お名前だけは伺っていた大勢の先生方とお顔を合わせる機会に恵まれました。多くの先生方とお話をして、自身の知見をより深めることができました。特に、ソフトボール大会は、普段あまり身体を動かさない不摂生な生活を続けている私にとってまたとない運動の機会となり、自身の体力の無さを痛感するとともに、普段の運動の重要性を改めて認識するに至りました。

私は２年で事務局次長の任を終えますが、労働分野をはじめとして、自身の興味関心のある人権分野について、より知見を深めるとともに、実際的な活動についてもより積極的に行い、「基本的人権をまもり民主主義をつよめ、平和で独立した民主日本の実現に寄与すること」との理念の実現に向けて、微力ながら行動を続けていきたいです。

今後ともよろしくお願いします。

第1回自由法曹団東京支部
事務所対抗ボウリング大会を終えて

幹事長　西　田　　穣

今年３月２３日、団東京支部の交流の新たな試みとして、事務所対抗ボウリング大会を開催しました（於：東京ドームボウリングセンター）。団東京支部には、ソフトボール大会という大イベントがありますが、やや体育会系のノリが強くて楽しみにくいという声もあったので、多くの方が経験したことのあるボウリング大会を開催させていただきました。体育会系のノリを廃除するために、「一応順位は付けますが一位を表彰するわけではありません」と告知していたにもかかわらず、事務所レベルで練習をしてきたＪ報事務所や、一軍と二軍を振り分けてチーム編成してきたＴ京事務所など、趣旨が貫徹されていないところもありましたが、８事務所、４０名以上の方の参加を得て、大きく盛り上がりました。

終了後は懇親会も開催し、懇親会にも３９名もの方が参加してくれました。

簡単に大会ルールを説明しますと、１チーム５名で、それぞれ２ゲームにトライしてもらい、各チーム５名のうち上位４名のスコアを採用（１人の方の調子が悪くても、その方のスコアは考慮しない）して、チームスコアを付けました。身体的なハンデを考慮し、１ゲームあたり、女性には２０point、１５歳以下の子どもには（２５－年齢）×２point のハンデを付けました。子どもに大きなハンデを付けたのは、できるだけ家族で参加できるイベントにしたいという主催者側の意図があったからです。結果として、平均年齢５歳の子ども３人が親子で参加してくれた東京東部法律事務所チームが優勝となりました。来年開催できるなら、もう少し子どもに傾斜を付けて、できるだけ多くの方が家族と一緒に参加して楽しめるイベントにしたいと考えています。

以下は、ボウリング大会の結果です。

１位　東京東部法律事務所チーム（田村、深澤、金成、笹沼、キッズ３人）
２位　東京法律事務所Ｉチーム（井上、志村、中川、岸、本間）
３位　関東連合チーム（森、前畑・渋谷共同）（藤井・TOKYO 大樹）（永井・東京南部）（西田・東

京東部）
４位タイ　旬報法律事務所Ⅰチーム（梅田、髙橋、大久保、松本、杉尾）
４位タイ　旬報法律事務所Ⅱチーム（佐々木、悠太、伊藤、小野山、守屋）
６位　城北ガーターズ（大山、井上、定衛、新庄、和田）
７位　旬報法律事務所Ⅲチーム（深井、宮坂、蟹江親子、青島）
８位　東京法律事務所Ⅱチーム（江夏、吉田、山内、浅野、大井・代々木総合）

今回は、非公式企画ということで、支部予算を計上していませんでしたので、賞品は、支部長ら執行部のポケットから拝借させていただきましたが、次年度は、支部の公式企画にして、賞品も現金ではなく、見て楽しい、もらって楽しい賞品を用意できればと思います。但し、幹事長推奨の勝馬投票券は、来年も皆さんに夢と希望を与えるために用意させていただきます。

自由法曹団東京支部では、学習会や現地企画、レクリエーション等多彩な企画を用意していきたいと考えております。是非、積極的に提案いただければと思うと同時に、団員、事務局の方々、もっと団東京支部を近くに感じていただければと思います。

幹事会報告

日時：２０２４年3月２２日(金)１４時３０分～
場所：団本部事務所＋Zoom
出席者（敬称略）：野澤、平井、沼田、青龍、金、浅野、西田、早田、和田、今泉

＜幹事会内学習会＞　「政治献金規制と憲法の政治的自由」
講師：永山茂樹東京大学法学部教授（憲法学）

１　支部総会総括
講演の内容、若手の積極的発言が良かったとの意見があった。
２　支部ＭＬ利用規程発足
総会で承認された。ＭＬに２４５名しか登録されていないので、普及に努める。
３　幹事会決議「同性カップルの婚姻を可能とする早期の立法を求める決議」案の検討
執行部で修文の上速やかに執行することとなった。後掲のとおり。
４　地方自治法改正問題について

国の補充指示権の問題であり、地方自治の本旨を侵害するものであること、改憲と連動していることを内容とする団長声明発出。首長に対し、団長声明、日弁連意見書、知事会要望書をセットにし、全会派への配布を求めるのはどうか、との提起がなされた。問題点は共有し、執行部で継続討議。

５　組織報告　2/１７　２名退団

６　ボウリング大会実施　　３月２３日（土）午前１１時～

７　次回幹事会　　４月２５日（木）１４時３０分～

＜幹事会決議＞

同性カップルの婚姻を可能とする早期の立法を求める決議

２０１９年２月１４日から始まった一連の「結婚の自由をすべての人に」訴訟は、民法及び戸籍法の婚姻に関する諸規定（以下「本件諸規定」という。）において、戸籍上の性別が同じカップル（以下、単に「同性カップル」という。）の婚姻を許容していないことが憲法２４条等に反すること、及び国が正当な理由なく長期にわたって同性カップルの婚姻を可能とする立法不作為があることを訴えた訴訟である。

これまでに札幌、東京、名古屋、大阪、福岡の５つの地方裁判所で判決が言い渡されていたが、２０２４年３月１４日、東京地方裁判所民事第４４部（飛澤知行裁判長）は、本件諸規定が同性カップルの婚姻を認めず、また、同性カップルが婚姻による法的利益と同様の法的利益を享受したり、社会的に公証を受ける利益を享受したりするための制度が何ら設けられていないのは、同性カップルの自己の性自認及び性的指向に即した生活を送るという重要な人格的利益を剝奪するものであり、憲法２４条２項に反する「違憲状態」である旨の判決を言い渡した（以下「本判決」という。）。

すでに札幌、名古屋の各地裁で違憲判決、福岡、東京（一次）の各地裁で違憲状態との判決が出されていたが、本判決も、本件諸規定や国が同性カップルの重要な人格的利益を剥奪している現状に対して、「違憲状態」であると判断したものであり、現行の同性カップルの実情に鑑みた判断として評価できる。日本における同性カップルの婚姻に対する意識は浸透・向上してきており、世論調査においても同性婚を法律で認めるべきとする割合が７２％に達している。早期の立法が求められていることは明白である。

そもそも、同性カップルが婚姻することができない法制度の問題は、少数者の個人の尊厳にかかわることであって、多数者がこれに賛同するか否かによって左右されるべきものではない。この点、本判決と同日に言い渡された札幌高等裁判所の同種訴訟判決において、「付言」として「同性間の婚姻を定めることは、国民に意見や評価の統一を求めることを意味しない」と述べていることが重要である。同札幌高裁判決では、明確に本諸規定が憲法２４条及び１４条１項に反して「違憲」であるとの判断が示された。同判決はとりわけ、憲法 ２４条１項が、同性間の婚姻についても、異性間の場合と同じ程度に保障していると判示した点において、個人の尊厳に立脚した判断がなされたものと評価できる。

現行の本件諸規定によって同性カップルは、婚姻の法的・社会的効果を受けられないのみならず人格を深く傷つけられ、個人の尊厳を侵害されている。国は、本判決を含む「結婚の自由をすべての人に」訴訟の各地の裁判所の判決（地裁判決６件、高裁判決１件）において、１件を除いて違憲または違憲状態との判断がなされていることを重く受け止め、法制度の整備を速やかに進めるべきである。

自由法曹団東京支部は、国に対して、現行の本件諸規定が同性カップルの個人の尊厳を侵害するものであり、これによって同性カップルが重大な不利益を被っている現状を踏まえて、同性カップルの婚姻を可能とする立法を速やかに行うよう求め、ここに決議する。

２０２４年３月２２日

自由法曹団東京支部幹事会

全国弁護士グループの先生と職員の皆さまをお守りします！

全国弁護士グループ 『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険＋団体長期障害所得補償保険（GLTD）

主な特長（2つの制度共通）

■保険料は全国のスケールメリットを活かした団体割引２５％
■ご加入手続きは簡単で、医師の診査も不要　※告知書の内容によりご加入をお断りする場合があります。
■国内外や業務中・業務外を問わずに補償し、保険金請求も簡単です！

対象期間は「1年」あるいは「2年」です。

【所得補償保険】

●病気やケガによって就業不能となった場合、月々の所得を1年間、または2年間補償します。　※医師の指示に基づく自宅療養も対象
●所定の精神障害(認知症含む)による就業不能も補償します。
●無事故のときは保険料の20%を返れいします。
●支払対象外期間は4日と7日のいずれかをを選んでいただきます。
●入院による就業不能時を手厚く補償するワイドプラン（入院による就業不能時追加補償特約　）をご用意しています。この特約をセットすれば入院時は手厚い補償を受けられます。

＜月払保険料表＞　スタンダードプラン（A型）、団体割引25%、保険期間1年、職種級別1級、支払対象外期間7日、精神障害拡張補償特約セット、天災危険補償なし
保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

満年齢＼対象期間	1年	2年
満25～29歳	820	1,000
満30～34歳	1,010	1,250
満35～39歳	1,260	1,640
満40～44歳	1,570	2,110
満45～49歳	1,880	2,550
満50～54歳	2,170	3,010
満55～59歳	2,300	3,240
満60～63歳	2,420	3,430

＋

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします。

【団体長期障害所得補償保険（GLTD）】

●病気やケガによって就業障害となった場合、最長70歳まで長期に補償します。　※医師の指示に基づく自宅療養も対象
●所定の精神障害(認知症含む）による就業障害も補償します。
※最長2年間
●長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう物価指数の上昇に連動してインフレスライドさせてお支払いします。

＜月払保険料表＞　団体割引25%、保険期間1年、精神障害拡張補償特約セット、対象期間70歳まで、天災危険補償なし
保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

満年齢＼支払対象外期間	372日型		737日型	
	男性	女性	男性	女性
満25～29歳	994	875	950	843
満30～34歳	1,084	1,164	1,019	1,109
満35～39歳	1,342	1,712	1,253	1,636
満40～44歳	2,028	2,786	1,886	2,646
満45～49歳	3,050	4,132	2,844	3,887
満50～54歳	4,669	5,866	4,294	5,442
満55～59歳	6,370	7,012	5,702	6,303
満60～63歳	6,956	6,593	5,731	5,454

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

＜取扱代理店＞
株式会社宏栄　担当：大枝・西山・岩崎・竹田
〒107-0062　東京都港区南青山1-10-3横本ビル3F
TEL：03-3405-0041（全国弁護士グループ専用）
（受付時間：平日の午前10時00分から午後6時まで）

＜引受保険会社＞
損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部 第一課
〒160-8338　東京都新宿区西新宿1－26－1
TEL：03-3349-5401　FAX：03-6388-0160
（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

（SJ22-08407　2022年10月3日）